

○第 4 期地域福祉計画について

1 市町村地域福祉計画の意義と特徴

これまでの市町村の福祉計画では、高齢・児童・障がいなどの対象別に進められてきました。個別の課題に対応することで、サービス目標やその達成度などが明らかになり、各々のサービス水準の確保に向けた取り組みのためには必要なものとされてきました。しかし、現在の社会福祉課題は、問題の発見が難しかったり、分野を超えて問題が重なり合ったり、既存の制度では対応できないなど、ひとつの制度やサービスでは解決が困難な事例が数多くなってきました。

市町村における地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定され、市町村にその策定が求められています。その中では、問題の発見と解決のために公私の関係者が協働し、多岐にわたる課題に対し制度を横断させ、個別の福祉課題に共通する各種の基盤を整備したり開発したりできる「仕組み」を作る計画という意味で、これまでの福祉計画とは性格を異にするものです。また、地域福祉の視点から保健・医療・福祉の分野だけではなく、労働や教育、生活環境整備など様々な関連する領域を総合化する福祉による「まちづくり」を進める計画に発展する可能性をもつものといえます。

社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させようとする努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画の背景と目的

わが国では、人口減少や少子高齢化、核家族化等の生活スタイルの多様化により、地域住民同士の付き合いや、家族関係の希薄化が進み、地域や家庭で互いに助け合う力が弱まることで社会的孤立を招き、生活貧困、ひきこもり、自殺、DV（ドメスティックバイオレンス）、虐待といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況など、ほかの問題を引き起こすこともあり、問題は複雑化・多様化していきます。

さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、オンラインツールを用いたコミュニケーションの手段や、非接触型のツールの活用等、私たちの日常生活も変わりつつある一方、これまで以上に地域での交流や支え合いが重要となっています。地域福祉の取組みを進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや地域活動が活発に行われるようにしていくことが大変重要です。また、困っている人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策やサービスだけでなく、地域住民やボランティア、事業所など地域に関わるものの協働による仕組みづくりが必要となってきました。

こうした中、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の、いわゆる「上位計画」として位置付けられたほか、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための重層的支援体制整備事業が創設され、町内の横断的な連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

本町では、平成22年度に『第1期幕別町地域福祉計画』を、平成27年度に『第2期幕別町地域福祉計画』を、令和2年度に『第3期幕別町地域福祉計画』を策定し、住民・行政が一体になって目指すべき地域社会へ向けた施策を進め、様々な課題に取り組んできましたが、地域社会を取り巻く環境の更なる変化に対応するため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)を計画期間とする『第4期幕別町地域福祉計画』を策定します。

3 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本町のまちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化するものです。

また、保健福祉分野における「第9期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉

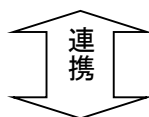
計画」、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」、「第3期まくべつ健康21」などの個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画として策定します。

さらに、幕別町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連動・協働するとともに、近年の地域における多様な福祉課題解決のため、福祉分野以外の各種計画などとも協働し、より地域福祉の向上を目指すものです。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度(2025年度)を始期とし、令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6期幕別町総合計画 (H30年度～R9年度)					
	第9期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (R6年度～R8年度)				
	幕別町障がい者計画 (R3年度～R8年度) 第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画 (R6年度～R8年度)				
第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6)	第3期幕別町子ども・子育て支援事業計画 (予定) (R7年度～R11年度)				
	第3期まくべつ健康21 (健康増進計画) (R6年度～R17年度)				
第3期幕別町地域福祉計画 (R2～R6)	第4期幕別町地域福祉計画 (R7年度～R11年度)				



○幕別町社会福祉協議会策定計画

地域福祉実践計画 (予定) (R2年度～R6年度)	地域福祉実践計画 (予定) (R7年度～R11年度)
------------------------------	-------------------------------

5 第4期地域福祉計画の内容について

【目次（案）】

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1 計画策定の背景
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の期間
 - 4 計画の策定体制
 - 5 計画の進行管理
- 第2章 人口構造の変化
 - 1 人口構造の推移
 - 2 人口の推計
 - 3 世帯の動向
 - 4 世帯構成の動向
 - 5 出生の動向
 - 6 要介護者認定者の状況
 - 7 障がい者の状況
 - 8 生活保護の状況
- 第3章 計画の理念と目標
 - 1 基本理念
 - 2 基本目標
 - 3 SDGsを踏まえた計画の推進
 - 4 施策の体系
- 第4章 施策の実現に向けて
 - 資料
 - 参考資料

6 計画策定スケジュール

計画策定の期間は、令和6年5月から令和7年3月までの11か月間を予定し、会議は4回程度を予定しています。

- (1) 第1回 令和6年5月20日（策定諮問、現計画の検証、スケジュールの説明）
- (2) 第2回 令和6年12月中旬（素案の提示、内容協議）
- (3) 第3回 令和7年1月中旬（内容協議）

※パブリックコメント実施（期間：1月中旬～2月中旬）

- (4) 第4回 令和7年2月下旬（計画答申（案）の確定）